

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
2. 政府からのお知らせ

-
1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
-

■変更認定申請の懈怠にご注意ください！

※以下、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）を「認定法」といいます。

(1) 公益法人が事業内容を変更しようとする場合、その変更が、公益認定申請書又は直近の変更認定申請書の記載事項の変更を伴うときは、変更認定が必要となります（認定法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、認定法施行規則第 7 条第 3 号）。

ただし、上記申請書の記載事項の変更を伴う場合でも、例えば、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分が変わらず、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がない場合など、当該事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものと取り扱われるため、変更認定は必要ではなく、変更届出を行うこととなります（認定法第 11 条第 1 項ただし書、第 13 条第 1 項第 2 号）。

(2) こうしたことについては、これまでも、折に触れてお伝えしてきたところですが、最近でも、変更認定前に事業を開始している例が見られるところですので、十分にご注意ください。

※変更認定申請前に事業を開始した具体例

- ・変更認定申請が必要であることを認識しておらず、変更認定申請を怠っていた例
- ・変更認定申請が必要であることを認識していたにもかかわらず、理事会決定が間に合わなかったなどの理由から事業を開始してしまった例

(3) 変更認定が必要なのか変更届出で足りるのか、判断に迷った場合は、以下をご参照ください。

「FAQ 問 1 1 - 1 - 1」

https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/11-01-01.PDF

「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/201701_henkounintei_todokede_guide.pdf

(4) また、変更認定の申請（認定法第 11 条第 2 項）を行ったとしても、変更認定前の事業開始は認められません。変更認定の申請についての審査には、一定の期間を要しますので、時間的な余裕をもって申請を行うようお願いいたします。

さらに、変更認定を受けないまま事業を開始している場合、認定法第 27 条に基づく監督措置が行われる場合や、同法第 62 条第 2 号及び第 3 号の罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

(5) なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業を開始する法人におかれましては、既存の公益目的事業の範囲を超える場合には変更認定が必要ですが、事業開始後の合理的な期間内に変更認定の申請をいただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200518_houzinunei.pdf#page=2

(6) 以上、ご不明点ございましたら所管の行政庁にお尋ねください。

2. 政府からのお知らせ

○求人をお考えの公益法人の皆様へ（官民ジョブサイトのご案内）

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層（45 歳以上）に特化した求人サイト（官民ジョブサイト）を運営しています。

他の求人手段と並行して、追加コストなく（無料）、公務で培った知識・経験の豊富な人材を対象に求人いただけるサービスです。

利用登録をしていただくと、求職者情報を検索することができ、どのような公務員が登録しているか確認しながら求人内容を検討していただくことができます。

また、求人情報を登録していただいた後、気になる人材がいれば事業主様からスカウト（採用面接への応募打診）をすることもできます。

おかげさまで公益法人の皆様のご利用登録も増えており、再就職の実績も増加しています。事務職、技術者、管理職、役員、嘱託員、任期付研究員など幅広い求人募集でご活用

いただいています。まずはお気軽にお問い合わせください。

本事業の詳しい情報は、当センターのホームページ（下記）に掲載しておりますので御覧ください。

■求人・求職者情報提供事業（「官民ジョブサイト」の情報提供サービス）

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>

■事業主様向けページ（お申込みフォーム、パンフレット、御利用の手引きなど）

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

<お問い合わせ先>

内閣府官民人材交流センター（WEB検索は「官民センター」で）

TEL：03-6268-7677（直通）

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 12階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。